第二条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項中「（第三十七条）」を「（第四十九条第一項）」に、「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

11　この法律において「承継等中小企業者等」とは、中小企業者等が事業承継等（前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項及び第十三条第四項、第十四条第三項並びに第二十三条第一項及び第二項において同じ。）を行う場合における当該中小企業者等をいう。

12　この法律において「被承継等中小企業者等」とは、承継等中小企業者等が他の中小企業者等から、事業承継等を行う場合における当該他の中小企業者等をいう。

13　この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。第十六条第一項及び第十七条第一項において同じ。）が行う中小企業者等に対する投資事業（主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）であって、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第三条第二項第二号ハに次のように加える。

(4)　事業再編投資の内容に関する事項

(5)　事業再編投資の実施方法に関する事項

(6)　その他事業再編投資の促進に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第二号ニ(1)中「第二十一条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号ニ(4)中「第二十六条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号ニに次のように加える。

(7)　情報処理支援業務（第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項

(8)　情報処理支援業務の実施体制に関する事項

(9)　情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第三号ロ中「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十条第二項第二号中「第二十四条」を「第三十二条」に改める。

第十三条第二項第三号中「実施時期」の下に「（事業承継等を行う場合にあっては、その実施時期を含む。）」を加え、同条第四項を削り、同条第三項第一号中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項第二号中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第三十八条第一項並びに第五十二条第二項及び第三項において「情報処理促進法」という。）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第五十二条第一項第一号において同じ。）であって、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

4　第二項第三号に掲げる事項には、特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等であって、それに基づく地位を被承継等中小企業者等が有する場合において当該地位が承継等中小企業者等に承継されることが経営力向上の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく被承継等中小企業者等の地位であって、当該経営力向上のために事業承継等により当該承継等中小企業者等が承継しようとするものを記載することができる。

第十三条に次の四項を加える。

6　主務大臣は、経営力向上計画に第四項に規定する特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

7　行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対して、前項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

8　行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、第六項の同意をするかどうかを判断するものとする。

9　前三項に定めるもののほか、第六項の同意に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第三項中「前条第三項の規定は、」を「前条第五項の規定は」に改め、「ついて」の下に「、同条第七項から第九項までの規定は前項の同意について、それぞれ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　主務大臣は、認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われる前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

一　前条第六項の規定による同意を得てした同条第一項の認定に係る経営力向上計画の変更　同条第六項に規定する行政庁（当該変更が特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）

二　新たに特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を記載しようとする変更　当該特定許認可等をした行政庁

第十五条中「第二十六条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

第五十二条第一項中「第四十七条」を「第五十九条」に改め、同条を第六十四条とする。

第五十一条第二項中「第四十九条第十一項」を「第六十一条第十一項」に改め、第五章中同条を第六十三条とし、第五十条を第六十二条とする。

第四十九条第二項中「第四十六条第二項並びに第四十七条第一項」を「第五十八条第二項並びに第五十九条第一項」に改め、同条第四項中「第十三条第一項及び第三項（第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「第十四条第一項及び第二項」を「第十四条第一項から第三項まで」に、「第四十六条第三項並びに第四十七条第一項」を「第二十三条第二項及び第三項、第五十八条第三項並びに第五十九条第一項」に改め、同条第五項中「第二十一条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十二条、第二十三条並びに第四十七条第二項」を「第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項、第二十九条から第三十一条まで並びに第五十九条第三項」に改め、同条第六項中「第二十六条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第二十七条、第二十八条並びに第四十七条第二項」を「第三十七条において準用する第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項、第三十七条において準用する第二十九条及び第三十一条、第三十七条において読み替えて準用する第三十条並びに第五十九条第三項」に改め、同条第八項中「第十三条第一項及び第十四条第一項」を「第二条第十項第八号、第十三条第一項、第十四条第一項及び第二十三条第三項」に改め、同条第九項中「第二十一条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、「第四項」の下に「、第二十七条第三号、第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項並びに第二十九条」を加え、同条第十項中「第二十六条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、「第四項」の下に「、第三十七条において読み替えて準用する第二十七条第三号、第三十七条において準用する第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第三号並びに第三十七条において準用する第二十九条」を加え、同条を第六十一条とし、第四十八条を第六十条とする。

第四十七条第二項中「対し」の下に「、経済産業大臣は、認定情報処理支援機関に対し」を加え、「経営革新等支援業務又は」を「経営革新等支援業務若しくは」に、「の実施状況」を「又は情報処理支援業務の実施状況」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、認定事業再編投資組合に対し、認定事業再編投資計画の実施状況について報告を求めることができる。